

平成28年5月25日

同一物件の登録と削除の繰り返しについて（注意）

公益財団法人 東日本不動産流通機構

平成28年4月以降、一部の会員において、同一物件の登録と削除を繰り返す処理が行われております。この行為は、レインズ利用規程第5条第5項ほかには違反する行為となりますので、物件の登録、削除等については規程等に則って処理願います。

なお、同一物件の登録と削除を繰り返す行為が、利用料に影響をおよぼす場合は、利用料支払履歴一覧の表にある「補正」にて、利用料を修正させていただく場合がありますので、留意願います。

以上

【レインズ利用規程】

(物件の登録)

第5条 会員は、売却又は交換に係る次の各号に掲げる媒介契約を締結したときは、当該各号に定められた期限内に、機構に媒介契約に基づく物件を登録しなければならない。

- 一 専属専任媒介契約 媒介契約締結後5日以内（当日及び休業日を含まず）
- 二 専任媒介契約 媒介契約締結後7日以内（当日及び休業日を含まず）

- 2 会員は、前項の契約に係る物件以外の物件についても積極的に登録するものとする。
- 3 会員は、第一項各号に定める媒介契約を締結したときは、物件の取引状況を登録するものとし、取引状況の変更があったときは、別に定める期限内に登録の変更をしなければならない。
- 4 会員は、登録内容の変更、登録の撤回の必要が生じた場合は速やかにそれらの措置をとることとする。

5 会員は、自ら登録している物件について、重複して登録を行ってはならない。また、正当な事由なく削除、変更、再登録を行ってはならない。

6 会員はレインズの各入力項目に対応する適切な情報を登録するものとし、隠語又は特定の会員のみが認識できる記号・暗号等を登録してはならない。

7 会員は登録する物件情報のうち凶面による情報を積極的に登録するものとする。